



平成29年10月1日現在の秋田市の人口<平成27年国勢調査の結果を反映した数値>

●人口▶311,178人(-289)…男▶146,631人(-119) 女▶164,547人(-170)

9月分 出生▶146人 死亡▶278人 転入▶518人 転出▶675人

●世帯▶136,075世帯(-80)

●1年前の人口▶313,668人 ()内は前月比



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

省エネシンポジウムの参加企業を募集!

「灯りコデーネーター」の結城未来さんの基調講演のほか、「かしい事業者の省エネ術」と題したパネルディスカッションや秋田市の補助事業の紹介など。

対象▶市内に、従業員5人以上の中小規模の事業所や店舗などを有する事業者

日時▶11月29日(水)午後1時15分～4時30分 **会場**▶にぎわい交流館2階展示ホール **先着**▶100人

申し込み▶県温暖化対策課(県庁5階、同課ホームページからも入手可)にある申込書を、11月22日(水)まで同課へ

●問い合わせ 市環境総務課 ☎(888)5704

廃校となった校舎の利活用者を募集します

廃校となった雄和地域の4小学校の校舎などを有効活用するため、施設の利用を希望する個人・

法人を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

対象となる旧校舎(所在地)

- ・川添小(雄和椿川字長者屋敷)
 - ・種平小(雄和種沢字戸草沢)
 - ・戸米川小(雄和戸賀沢字金山沢)
 - ・大正寺小(雄和新波字寺沢)
- 申し込み**▶12月25日(月)まで財産管理活用課へ。 ☎(888)5439

医療費の自己負担が軽減される福祉医療費の申請を忘れずに

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1～3割)が助成されます。

①子どもの福祉医療制度の対象

○1歳～全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
2～6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり
小・中学生▶入院・通院ともに所得制限あり



*お子さんが1歳以上で、市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。なお、医療機関や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいらない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象

重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり
高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた。社会保険本人は該当しません。所得制限あり

*健康保険が変わったかたなどは、新しい健康保険証と印鑑を持って、次の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。

●申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は 子ども総務課(市役所2階) ☎(888)5691
②障がい児(者)の福祉医療制度は 障がい福祉課(市役所1階) ☎(888)5663

FAX(888)5664

：西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SCでは、①②とも受け付けます。

乳幼児、小・中学生の福祉医療制度の所得制限

次の「A」総所得額から「B」各種控除額を控除した額が、「C」所得制限基準額を超える場合は助成制度に該当しません。
また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

④総所得額

・サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた▶市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
・市・県民税を納税通知書で納付しているかた▶市民税・県民税納税通知書の「総所得①+②」欄の額

⑤各種控除額(控除の種類)控除額
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除
市・県民税の控除額と同額、社会保険料控除▶8万円、障害者控除(1人につき)▶普通27万円・特別40万円、勤労学生控除▶27万円

⑥所得制限基準額(扶養人数)基準額
乳幼児：0人▶460万円、1人▶498万円、2人▶536万円、3人▶574万円
小・中学生：0人▶267万2千円、1人▶305万2千円、2人▶343万2千円、3人▶381万2千円

*ひとり親家庭などの児童、重度心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の所得制限における各種控除額と所得制限基準額は、これらと異なります。